

衛生だより

From 中央家保 獣医師向け

中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
千葉 〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax: 043-286-0090

獣医師免許をお持ちの皆様へ

**平成28年12月31日現在の状況を、
お住まいの都道府県に届け出てください。**

◎ 獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。

◎ 届出様式に必要事項を記入の上、
**平成29年1月1日から1月31日までに
お住まいの都道府県に提出してください。**

勤務地でなく、住所地
ですので、ご注意ください。

※届出様式や記載方法は以下に掲載
農林水産省HP

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

千葉県HP「獣医師法第22条の届出」 『千葉県』、『22条の届出』で検索

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/700/zyuishi22zyou.html>

- ◆ 獣医事への従事の有無にかかわらず、すべての獣医師が対象です。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、移動状況を的確に把握するために利用されています。

千葉県にお住まいの方の提出先

千葉県 農林水産部畜産課 家畜衛生対策室 獣医事担当あて

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県庁本庁舎 18階

ご持参又はご郵送にて、**A4サイズ(両面印刷)、2部**提出してください

問合せ先 TEL:043-223-2938

診療獣医師の変更、法人化などは届出を！

新たな獣医師の雇用や退職など、診療施設の運営に変更はありませんか？
開設時の届出事項に変更があった場合には、**10日以内**に変更届出を提出することが
獣医療法で義務づけられています。

変更届の提出が必要となる届出事項

- ✓ 診療施設の構造設備（大規模な改築や移転は新規届出が必要）
- ✓ 診療施設のエックス線装置
- ✓ 診療施設の名称
- ✓ 開設者の氏名及び住所（法人名称と法人の本店所在地）
- ✓ 管理獣医師の氏名及び住所
- ✓ 管理獣医師以外の診療獣医師
- ✓ 診療動物（産業動物又は小動物、他）
- ✓ 定款

以下の変更は**新規届出**が必要です。
開設者が・・・個人から法人へ
親から子へ
A社からB社（別法人）へ

● 提出書類 ●

- 1) 診療施設開設届出事項変更届出書
- 2) 変更内容に応じた添付書類
 - ・ 構造設備の変更 → 構造設備の概要書、診療施設の図面
 - ・ エックス線装置の変更 → エックス線装置等変更届出書、エックス線装置の概要書、エックス線診療室の図面、線量測定記録
 - ・ 獣医師の採用 → 獣医師免許証の写し（原本照合を行います）
 - ・ 法人名称・所在地変更 → 定款



※ 届出用紙のダウンロードは・・・※

→ 検索 ①千葉県中央家畜保健衛生所HP → ②獣医事・薬事

→ ③獣医事「飼育動物の診療施設の開設届出手続について」

<http://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/kaisetsu.html>

届出書類は 〒262-0011 (Tel: 043-250-4141)
千葉市花見川区三角町656 中央家畜保健衛生所
へ郵送するか、ご持参下さい。